

子育てコンシェルジュだより

～ 幼児教育・保育の無償化について ～

No. 11



令和5年度4月からの、幼児教育・保育施設入園申し込みをされた方に結果が通知される時期となってきました。入園する施設が決まったら、気になるのは「保護者負担額」に関することではないでしょうか。

そこで今回は、よくご質問をいただく、「保護者負担額の決定方法」や「無償化となる条件及び金額」についてご案内します。

1. 市内幼児教育・保育施設の「保護者負担額」の決定方法

施設や認定の区分によって、保護者負担額の決定方法が異なりますので、以下の表でご確認ください。

施設区分	認定区分	保護者負担額の決定方法
幼稚園 認定こども園（幼稚園部分） 認可外保育施設	新1号、新2号、新3号 1号、新2号、新3号 —	認定区分及びその施設の教育方針等に応じて各施設が決定します。
認定こども園（保育園部分） 認可保育所 地域型保育事業所	2号、3号 2号、3号 3号	認定区分及び保護者の市民税所得割額に応じて市が利用料金を決定します。

2. 無償となる保護者負担額【月の上限額】

幼児教育・保育の保護者負担額は「子ども・子育て支援法」に基づき以下のように決まっています。

副食費（給食費）は保護者負担となりますが、世帯の年収や子どもの人数により免除される場合がありますので、詳しくはお問合せください。

	0～2歳児 クラス	満3歳児	3～5歳児 クラス	
	住民税非課税世帯のみ		全世帯	
幼稚園	—	新3号 25,700円 (16,300円)	—	新1号 25,700円 新2号 25,700円 (11,300円)
認定こども園 (幼稚園部分)	—	新3号 全額 (16,300円)	—	1号 全額 新2号 全額 (11,300円)
認定こども園 (保育園部分) 認可保育所 地域型保育事業所	3号 全額	—	—	2号 全額

※ 満3歳児とは、令和5年4月2日以降に幼稚園又は認定こども園幼稚園部分に入園し、年度途中で満3歳に達した子のことをいいます。

※ () 内の金額は、「保育を必要とする事由」により「預かり保育」を利用した場合の月の上限額です。

3 預かり保育が無償化となる条件

幼稚園や認定こども園幼稚園部分に入園し「午後2時以降も預かり保育を利用したい」と考えている方がいらっしゃると思います。預かり保育については、保護者及び同居する65歳未満の親族全員が、次の「保育を必要とする事由」に該当する場合は、預かり保育の保護者負担額についても無償化の対象となります。

この制度を利用する場合は、無償化の申請時に「家庭状況票」及び「保育を必要とする証明書」が必要となります。（詳しくは、「4. 無償化の申請」をご参照ください。）

保 育 を 必 要 と す る 事 由		
1	就労	月64時間以上
2	妊娠・出産	出産予定日の前後2か月
3	保護者の疾病、障害	
4	介護・監護	同居家族を常時介護又は看護している場合
5	災害復旧	
6	求職活動	入園から2か月間
7	就学	



4. 無償化の申請について

入園する施設や認定区分によって提出書類が異なりますので、以下の表で確認し、申請書類を入園する施設又は保育課で受け取り入園までに提出してください。2号、3号認定の方は申請不要です。

申請に必要な書類は認定区分ごとに異なりますので、以下の表で確認してください。

施設区分	預かり保育 無償化の希望	認定区分	申請に必要な書類（●印）				
			①	②	③	④	⑤
幼稚園	なし	新1号	●		●		
	あり	新2号、新3号	●		●	●	●
認定こども園 (幼稚園部分)	なし	1号		●	●		
	あり	新2号、新3号	●		●	●	●
認可外保育施設	—	—	●		●	●	●

① 施設等利用給付認定申請書 ② 教育・保育給付認定申請書兼施設利用申込書
 ③ マイナンバー確認書類の写し ④ 家庭状況票 ⑤ 保育を必要とする証明書



幼児教育・保育の無償化については、認定区分や保護者の所得などによって金額が異なりとても複雑です。ご自身の認定区分と照らし合わせ、分からないことがあれば、お気軽にお問合せください。

<問合せ>

桶川市役所 本庁舎2階

福祉部保育課

048-788-4947（直通）

子育て世代包括支援センター

子育てコンシェルジュ

048-788-4944（直通）



幼児教育・保育の無償化について

